

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成27年12月28日

月曜日

号外(4)

目次

規則

○富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年12月28日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第65号

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則

富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第23条の2」に改める。

第3章中第23条の次に次の1条を加える。

（公金の徴収又は収納の委託）

第23条の2 病院の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「収納受託者」という。）は、現金を収納したときは、第19条の規定に準じて処理しなければならない。

2 収納受託者は、現金を収納したときは、第20条の規定に準じて処理しなければならない。ただし、厚生部長が別に指定する場合にあつては、この限りでない。

3 収納受託者は、収納した現金を、払込書及び収納計算書を添えて、別に指定する日までに出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

附則

この規則は、平成28年1月4日から施行する。

(障害福祉課)